

図表 4：新電力シェア



(注) 2013年度のみ上期分データ
(出所) 資源エネルギー庁

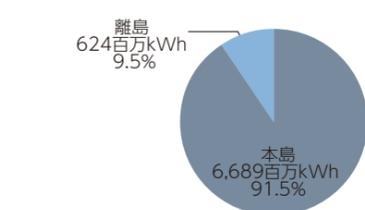
新規参入が今後も進展せず、現在のように火力発電への高依存・高コスト状態が継続した場合において、電気料金設定の自由度が高まれば、電気料金値上げの方向に向かう可能性も考えられる。

沖縄の電力事情

沖縄県内の電力事情の特徴として、県外の電力系統と連結されていない単独系統であることにより、すべての電力を県内における発電でまかなわなければならないことや、広大な海域に点在する島嶼性（離島における販売電力量が全体の1割を占める）や規模の狭小性（沖縄電力の販売電力量は全国の1%程度）等により高コスト構造である点が挙げられる。こうした特殊性から、新電力会社による参入障壁は、他県に比べ高いと考えられ、現状としても競争が起こりにくい状況にあるといえる。

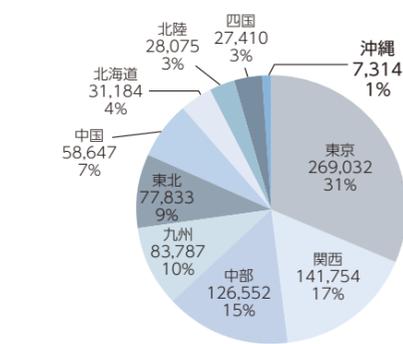
競争が起こりにくい環境にあるため、競争によって見込まれる経営効率化や料金メニューの多様化などの効果は極めて限定的となる可能性が高い。そのため、沖縄においては、現在検討が進められている電力システム改革を国内の他地域と同様に進めることが必ずしも同様の効果を生む状況にあるとはいえない。

図表 5：沖縄電力管内の地域別販売電力量内訳



(出所) 沖縄電力

図表 6：平成 24 年度販売電力量実績 (単位：百万 kWh)



(出所) 電気事業便覧

図表 7：電力料金の比較 (電灯・電力計)

電力会社	電気料金 (円/kWh)
北海道	19.01
東北	18.97
東京	20.34
中国	16.06
中部	16.18
北陸	14.45
関西	18.19
四国	17.89
九州	17.22
沖縄	21.14

(出所) 経済産業省

沖縄における電力システム改革の方向性

経済産業省で行われている「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会 制度設計ワーキンググループ (第4回)」において、事務局提出資料として沖縄地域における電力システム改革の方向性についての検討案が示された。

原則として、本土と同様の考え方が適用される方針とみられるが、沖縄地域の特殊性を踏まえた上でその取扱を検討するという方向性が打ち出されている。

特に法的分離の実施については、まずは競争状態を作り出す前提としての発電事業者や小売事業者の参入をいかに促すかが課題と明記されている。そのため、法的分離はこの課題をクリアした上でステップとなるが、法的分離が行われる前段階においても送配電事業者の中立性の確保が求められている。

図表 8：電力システム改革各分野における沖縄地域の取扱について

1. 小売全面自由化・託送制度関連

項目	沖縄地域における取扱 (案)
小売全面自由化 (電気の小売業への参入の全面自由化)	本土と同様の制度とする。 ※「電力システム改革専門委員会報告書」では、沖縄地域においても小売全面自由化を原則として実施することとしている。
最終保障サービス、離島ユニバーサルサービス	本土と同様の制度とする。
託送制度の見直し (低圧託送制度の創設、託送供給約款の事前認可制、自己託送の制度化)	本土と同様の制度とする。
同時同量制度の見直し (計画値同時同量を導入する)	本土と同様の制度とする。
経過措置約款の適用範囲	現在、沖縄地域において規制部門とされている 2000kW 未満の需要家を対象とする。

2. 卸市場活性化関連

項目	沖縄地域における取扱 (案)
卸規制の見直し	本土と同様の制度とする。
卸市場活性化に向けた取組	これまで沖縄電力との間で長期的に売電されてきた卸電気事業者の電源を、新電力等にも活用できるよう、売電先の多様化に向けた取り組みを検討する。

3. 広域的運営推進機関関連

項目	沖縄地域における取扱 (案)
広域的運営推進機関が行う業務	供給計画の取りまとめや系統アクセス業務等一般的な業務やルールは、沖縄地域についても対象とする一方、広域周波数調整等の広域系統運用を前提とした業務やルールについては、沖縄地域においては対象外とする (今後、対象とならない業務やルールの洗い出しを行う)。
広域的運営推進機関が作成するルール	同上

4. 供給力確保義務・容量市場・電源入札制度関連

項目	沖縄地域における取扱 (案)
小売電気事業者の供給力確保義務	本土と同様の制度とする。ただし、沖縄地域においては、本土よりも多くの予備率が必要になるという特性があるため、系統運用者が確保すべき調整力の量やスペックについては、この特性を考慮した上で決定する。
容量市場	これまで沖縄電力との間で長期的に売電されてきた卸電気事業者の電源を、新電力等にも活用できるよう、売電先の多様化に向けた取り組みを検討する。
広域的運営推進機関による電源入札制度	沖縄において必要な電源を広域的運営推進機関による電源入札制度により建設した場合には、原則として本土と同様の条件 (例えば、本土において市場で活用できるようにする場合、沖縄地域においては利用者を公募する等) を付すとともに、沖縄地域の電気事業者 (ひいては需要家) から回収する制度とする (同様に、本土において必要な電源の建設費用は本土の電気事業者から回収)。

5. 1 時間前市場・インバランス料金関連

項目	沖縄地域における取扱 (案)
1 時間前市場の開設、市場の運営主体	1 時間前市場は全国市場として開設する予定だが、沖縄地域は取引の対象外となる見込み。
インバランス料金の水準	インバランス料金については、前日スポット市場 1 時間前市場が沖縄地域において成立しない可能性が高いことから市場連動価格とすることが困難であり、需給調整に必要なコストに見合った料金水準とすることを基本方針としつつ、本土とは別途算定することが必要。

6. 法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保

項目	沖縄地域における取扱 (案)
法的分離の実施	沖縄地域固有の特殊性、すなわち (1) 本土から独立した単独かつ小規模な電力系統であるため、需給調整で生じるリスクを広域融通を通じて低減させることが不可能であり、また、1 機の発電機の脱落が系統に与える影響が非常に大きい等、需給調整・周波数維持の両面から、系統運用者は本土と比較してより一層個別の需要を注視しながら電源の運用を行わなければならない、といった実態があること (2) このため、沖縄地域においては、連携線を介した電力間競争が想定されず、「多様な発電事業者・小売電気事業者に対する送配電部門の中立性を確保する」こと以前の問題として、まず、多様な発電事業者や小売電気事業者の参入をいかに促すかが課題であり、さらに、沖縄地域においては、小規模な系統であるために、発電事業者や小売事業者に対して本土と比較して個別の需要家の電力需要の状況に応じたより弾力的な電源の運用 (= 系統運用者の指示に瞬時に対応することが可能な電源の保有) を求めることも考えられ、系統運用者が保有すべき調整力の水準等、安定的な系統運用のために沖縄地域の実情を踏まえた検討が必要であること といった点を踏まえ、沖縄地域における法的分離については将来的な検討課題としつつ、当面はまず、小売電気事業者がどのような電源を活用し、どのような料金メニューで需要家 (消費者) の多様なニーズに応えていくのか、という課題への対応、すなわち多様な発電事業者・小売電気事業者の新規参入の促進と、需要家の選択拡大の実現に向けた取組を中心に検討していくことが適当。 また、法的分離が実施されない間であっても、託送供給約款の認可や行為規制等、送配電事業者に課される義務については、厳格な規制を当然課すこととし、送配電事業者の中立性の確保を図ることとする。

(出所) 経済産業省

まとめ

東日本大震災をきっかけとして、地域間での電力融通が可能となる広域系統連携の拡大による電気の安定供給確保や電気小売・発電の全面自由化の必要性がフォーカスされ、電力システム改革全体の契機となった。

沖縄における電力システム改革は、原則として本土と同様の考え方が適用される見込みであるものの、特に法的分離のステップについては、沖縄地域での特殊性を踏まえた上での取扱が検討されるべきである。

(海邦総研経営企画部研究員／堀家盛司)